

弓ヶ浜展望駐車場清掃業務特記仕様書

1 目的

弓ヶ浜展望駐車場の屋内清掃および屋外清掃を行うことを目的とする。

2 作業内容

作業内容は次のとおり行うこと。

- ・屋内清掃の内容は、公衆トイレの床・壁清掃、天井ほこり取り・洗浄、洗面台・便座洗浄、トイレトーパー補充である。
- ・屋外清掃の内容は、駐車場にある空き缶、紙くず、吸い殻等（以下、ごみという）の除去である。
- ・除去したごみは県にて処分するため、収集したごみは展望駐車場内に設置してあるごみ保管庫に保管すること。また、保管したごみが保管庫の容量に達し、処分の必要が生じた場合には監督員に速やかに連絡すること。
なお、それによりがたい場合は、監督員と協議すること。
- ・場所については別添図面（位置図、平面図）を参照のこと。

3 作業頻度

作業頻度は3回／週を標準とするが、7月から9月については毎日行うこと。

なお、実施時期や実施回数については、施設の管理状況、利用状況等に応じて、監督員と協議の上、変更することがある。

4 業務期間

業務期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

5 履行管理

（出来形管理）

月間業務報告書（様式任意）として、業務履行日誌を作成すること。なお、業務履行日誌には、作業日・作業時間・作業内容等を記載すること。

（品質管理）

写真にて管理し履行日誌に添付すること。なお、写真は次のとおり撮影すること。

- ・着手前、履行完了後及び履行中を撮影すること。
- ・着手前、履行完了後写真は前後対比できるものとする。
- ・撮影項目は、駐車場全景（屋内・屋外）、ごみの処分状況を撮影すること。

6 提出書類

受注者は（1）及び（2）の書類をそれぞれの提出期限内に監督員へ提出すること。

鳥取県は、（2）に定める月間業務報告書及び業務履行日誌を受領した日から10日以内に毎月の業務の完了を確認するための検査を行う。

受注者は、毎月の業務を完了するための検査に合格しないときは、鳥取県の指示に従ってこれを修補し、鳥取県の検査を受けなければならない。

（1）本業務の実施に先立って清掃作業計画書（年間）を契約締結後、直ちに1部提出すること。

（2）月間業務報告書（様式任意）及び5に定める業務履行日誌は、毎月の業務完了後、翌月10日までに1部提出すること。

7 委託料の支払

（1）受注者は、6の検査合格後、本業務に係る各月の委託料の請求書を鳥取県に提出することができる。本業務に係る各月の委託料の額は、概ね本業務に係る契約金額を12で除した金額とし、鳥取県と協議し、決定する。

（2）鳥取県は、正当な請求書を受領した日から30日以内に請求に係る各月の委託料を受注者に支払う。

8 その他

不明な点はその都度、監督員と協議すること。